

四日市市告示第 9 号

四日市市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 27 年 1 月 13 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成 18 年四日市市告示第 465 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市<u>小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱</u></p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この要綱は、<u>原則として在宅で生活する小児慢性特定疾病児童</u>に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>（対象者）</p> <p>第 3 条 用具の給付の対象者は、本市に住所を有し、<u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項に規定する小児慢性特定疾病児童等のうち、別表第 1 の対象者欄に掲げるものとする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に</u></p>	<p>四日市市<u>小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱</u></p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この要綱は、<u>在宅の小児慢性特定疾患児</u>に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>（対象者）</p> <p>第 3 条 用具の給付の対象者は、本市に住所を有し、<u>別表第 1 の対象者欄に掲げる小児慢性特定疾患児であって、次の各号に該当するものとする。</u></p>

よる用具給付施策の対象となる者を除く。

(給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする対象者の保護者(以下「申請者」という。)は、四日市市小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付申請書(第1号様式)に小児慢性特定疾患医療受給者証の写しを添えて市長に申請しなければならない。

(給付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、調査書(第2号様式)により対象者の身体の状態、介護の状態及び住宅環境等を調査のうえ、用具の給付の可否を決定し、四日市市小児慢性特定

(1) 新たな小児慢性特定疾患対策の確立について(平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく事業(以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。)の対象となっている者

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による施策(小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の施策の対象とはならない者

(給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする対象者の保護者(以下「申請者」という。)は、四日市市小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付申請書(第1号様式)に小児慢性特定疾患医療受診券の写しを添えて市長に申請しなければならない。

(給付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、調査書(第2号様式)により対象者の身体の状態、介護の状態及び住宅環境等を調査のうえ、用具の給付の可否を決定し、四日市市小児慢性特定

疾病児童日常生活用具給付決定（却下）通知書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。この場合において、用具の給付の決定を受けた者に四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券（第4号様式。以下「給付券」という。）を同時に交付するものとする。

（台帳の整備）

第10条 市長は、用具の給付状況を明確にするため、四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳（第5号様式）を備えるものとする。

疾患児日常生活用具給付決定（却下）通知書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。この場合において、用具の給付の決定を受けた者に四日市市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券（第4号様式。以下「給付券」という。）を同時に交付するものとする。

（台帳の整備）

第10条 市長は、用具の給付状況を明確にするため、四日市市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付台帳（第5号様式）を備えるものとする。

改正後

別表第1（第2条、第3条関係）

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業対象種目（単位：円）

種目	対象者	性能	基準額
便器	（略）	小児慢性特定疾病児童が容易に使用できるもの （手すりをつけることができる。）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
歩行支援用具	（略）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ（略）	（略）
入浴補助用具	（略）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	（略）
特殊尿器	（略）	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	（略）
体位変換器	（略）	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を交換させるのに容易に使用できるもの	（略）
車いす（電動以外）	（略）	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
電気式たん吸引器	（略）	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
ネブライザー（吸入器）	（略）	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表第1（第2条、第3条関係）

四日市市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業対象種目（単位：円）

種目	対象者	性能	基準額
便器	（略）	<u>小児慢性特定疾患児</u> が容易に使用できるもの（手すりをつけることができる。）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
歩行支援用具	（略）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア <u>小児慢性特定疾患児</u> の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ（略）	（略）
入浴補助用具	（略）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、 <u>小児慢性特定疾患児</u> 又は介助者が容易に使用できるもの	（略）
特殊尿器	（略）	尿が自動的に吸引されるもので、 <u>小児慢性特定疾患児</u> 又は介助者が容易に使用できるもの	（略）
体位変換器	（略）	介助者が <u>小児慢性特定疾患児</u> の体位を交換させるのに容易に使用できるもの	（略）
車いす	（略）	<u>小児慢性特定疾患児</u> の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
電気式たん吸引器	（略）	<u>小児慢性特定疾患児</u> 又は介助者が容易に使用できるもの	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
ネブライザー（吸入器）	（略）	<u>小児慢性特定疾患児</u> 又は介助者が容易に使用できるもの	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

(改正後)

別表第2(第7条関係)

費用負担基準

(略)

備考

1及び2 (略)

3 B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯については、A階層と同様の取扱いとする。また、費用の負担の額については、平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」(以下「障害保健福祉部長通知」という。)の規定に基づき、平成22年度税制改正前の年少扶養控除及び特定扶養控除上乘せ部分を考慮して決定することとする。

(改正前)

別表第2(第7条関係)

費用負担基準

(略)

備考

1及び2 (略)

3 B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯については、A階層と同様の取扱いとする。

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式(第4条関係)

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書

年 月 日

四日市市長

(申請者)住所

氏名 印

(対象者との続柄)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付について、次のとおり申請します。

対象者	住所	四日市市 (電話 -)
	氏名	印 (年 月 日生)
	疾病名	
給付用具名		
給付を希望する理由		
備考		

(添付書類)

- 1 対象者の扶養義務者の前年分所得税又は当該年度分市県民税の課税額を証明する書類(同意書欄に押印のある場合は不要)
- 2 用具の見積書
- 3 その他市長が必要と認める書類

同意書

私は、この申請に係る事務を行うため、四日市市長が市の保有する私及び私の世帯に関する個人情報(住民基本台帳情報、税情報)を利用することに同意します。

年 月 日

氏名 印

第3号様式から第5号様式までを次のように改める。

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

利用者氏名	(児童名)				
給付用具名					
業者名	-----				
価 格	円	公 費 負担額	円	利用者 負担額	円
注 意 事 項	1 利用者負担額は、用具を受け取る際に業者にお支払いください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは固く禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。				

第4号様式（第5条関係）

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券					
給付番号	第	号	給付券発行 年 月 日	年	月 日
利用者氏名			生 年 月 日	年	月 日
児童氏名			利用者との 続 柄		
利用者住所					
給付用具名					
価 格	円	公 費 負担額	円	利用者 負担額	円
業 者 名					
業 者 住 所					
この券の 有効期限	利用者が業者に 提示する期限	年 月 日	業者の公費 支払請求期限	年 月 日	
上記のとおり決定する。 年 月 日					
四日市市長 印					
業者の納入した日	利用者から受領した額		受領業者名及び年月日		
年 月 日	円		年 月 日 印		
用具受領者 氏 名	印	確 認 (職名・氏名等)	年 月 日 印		
そ の 他 特 記 事 項					

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

(健康福祉部障害福祉課)